

## 【アメリカ】納税者ファースト法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 廣瀬 淳子

\* 内国歳入庁の業務や機構を約 20 年ぶりに大幅に見直し、納税者へのサービスを改善する納税者ファースト法が 2019 年 7 月 1 日に制定された。

### 1 背景と経緯

内国歳入庁 (IRS) では、1998 年 IRS 機構改革法<sup>1</sup> (1998 年法) の制定以来、組織の大幅な改革が行われてこなかった。近年、会計検査院 (GAO) などからは、税の徴収漏れが増大していること、個人情報等の情報管理の安全性の課題、業務の電子化への対応の遅れ等の課題が指摘され、改革が求められていた。第 115 議会 (2017-18 年) においても同種の法案 (H.R.5444, H.R.5445) が審議され、いずれも下院は通過したが、成立には至らなかった。

納税者ファースト法 (2019 年法)<sup>2</sup> では、IRS に独立した不服申立処理のための組織の設置、IRS の機構の改革、サイバーセキュリティ対策の強化、個人情報保護の強化、執行規則の改正などの、業務の現代化、効率化と納税者サービスの改善が柱となっている。

法案審議の論点は、IRS が民間業者と共に、低所得者や高齢者等に向けて無料で提供する電子申告サービスに関する Free File Program の法制化条項であったが、この条項は審議の過程で削除された。

### 2 法律の概要

2019 年法は、第 1 編納税者を第一に、第 2 編 21 世紀の IRS、第 3 編雑則、第 4 編予算への影響の 4 編で構成され、主要な条項は次のとおりである。

#### 第 1001 条 独立不服審査局

IRS の内部に、全ての納税者が訴訟によらずに連邦税に関する不服申立てを可能とし、税に関する紛争を解決する独立した機関である、「IRS 独立不服審査局」 (IRS Independent Office of Appeals) を設置する。

IRS 独立不服審査局長は、不服審査局長 (Chief of Appeals) とし、IRS 長官が任命する。

1998 年法は、IRS 内部に独立した不服申立処理機能を確立するよう求めていたが、具体的な方策等の規定がなかったため、2019 年法でこの点が具体化された。これにより、税法をより公正、中立的に一貫して適用するようになり、IRS への信頼性の向上につながることが期待されている。

#### 第 1101 条 包括的納税者サービス戦略

財務長官は、法制定から 1 年以内に、IRS の納税者サービスの包括的な戦略を策定し、連邦議会に文書で提出しなければならない。戦略には、短期、中期、長期の各サービス改善策を含めなければならない。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 9 月 9 日である。

<sup>1</sup> Internal Revenue Service Restructuring and Reform Act of 1998, P.L.105-206. <<https://www.congress.gov/105/plaws/publ206/PLAW-105publ206.pdf>>

<sup>2</sup> Taxpayer First Act, P.L.116-25. <<https://www.congress.gov/116/bills/hr3151/BILLS-116hr3151enr.pdf>>

2019年法の制定から2年以内に、財務長官は、戦略の内容を反映させたIRSの職員向けのサービス指針及び研修資料を更新しなければならない。

#### 第1205条 民間による税の徴収

障害保険受給者や一定基準の低所得者等が滞納している税の徴収を、民間の債権回収会社に委ねることを制限する。

このような者の税の徴収を民間に委ねても、徴収増が期待できないためである。

#### 第1302条 IRS組織機構の現代化

財務長官は、2020年9月30日までに、IRSの包括的な機構改革案を策定して、文書で連邦議会に提出しなければならない。改革案には、納税者サービスの優先順位付け、機構の合理化、サイバーセキュリティー対策の組織等を含めるものとする。

#### 第1405条 内部通報改革

内部通報者が提供した情報に基づく調査について、IRSは更なる情報入手に必要な範囲で、納税情報を通報者に開示し、調査の状況についても通知する。内部通報者の保護を強化する。

#### 第2001条 官民協力

財務長官は、納税者をIDの窃盗や、還付詐欺から守るため、公共及び民間のセクターと協力しなければならない。

#### 第2004条 契約業者の守秘

IRSは、納税情報の機密が保証されない場合には、契約業者、連邦、州、地方政府の機関に、納税情報を開示してはならない。

#### 第2101条 情報技術管理

IRSに最高情報責任者(Chief Information Officer)の職を設ける。最高情報責任者はIRS長官が任命し、IRSの情報技術について、その開発、実装、保守に対して責任を有する。また、IRSの複数年にわたる情報技術戦略を策定し、実施しなければならない。

#### 第2102条 インターネットプラットフォーム

財務長官は、2023年1月1日までに、フォーム1099<sup>3</sup>のインターネット申告を可能とするウェブサイト又はその他の電子的媒体を申告者が利用できるようにしなければならない。

#### 第2201条 納税情報開示

財務長官は、納税情報の第三者への収入証明のための開示を、インターネットを通じて完全に自動化して瞬時に行えるようなプログラムを実装しなければならない。

#### 第2301条 電子納税

電子納税システムの利用者を拡大するための、各種の制限を緩和する。

#### 第3002条 不正の通知

IRSの職員が、権限のない調査又は不正な納税情報の開示で懲戒処分となった場合、財務長官は、納税者本人にも通知しなければならない。

#### 参考文献

- ・ *Taxpayer First Act of 2019: Report of the Committee on Ways and Means House of Representatives on H.R. 1957*, April 9, 2019, U.S. House of Representatives Report 116-39. <<https://www.congress.gov/116/crpt/hrpt39/CRPT-116hrpt39.pdf>>

<sup>3</sup> Form 1099. 事業主等がIRSに提出しなければならない収入等の申請書。